

会議録

名称	令和6年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和6年6月3日（月）午後2時から午後3時15分まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、岸、たぞえ、北澤、伊藤、奥山、 荘島、亀田、飯塚、佃、阪本、永積、瀬谷 （区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、情報政策課長
傍聴者	0名
配付資料	<事前配付資料>審議会資料 <当日配付資料>審議会委員名簿 座席表
会議次第	1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介 2 会長あいさつ 3 報告 （1）令和5年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（報告） （2）令和5年度に実施した主な情報セキュリティ施策について（報告） （3）生活保護情報におけるマイナンバーの紐づけ誤りについて（報告） 4 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和6年度第1回審議会発言記録>

1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介

会長	まだ、お見えでいらっしゃる委員の方もおりますけれども、定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまより令和6年度第1回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。 庁舎内での審議に当たりまして、注意事項をご案内いたします。各委員、区側の説明員ともに不織布のマスクの着用は個人の判断に委ねるということを基本といたします。換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施するとともに、1時間に1回10分程度の、ここ1階で窓がありませんので、ドアを開けて換気をするというふうにいたします。 議事の進行に当たりまして、限られた時間の中でのなるべく多くのご意見を頂戴したいと思っております。各委員の発言は個人情報の保護に関するご質問等を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしく願いいたします。 それでは、議事に入る前に、本日の傍聴の状況について事務局からお願いいたします。
区側	傍聴はなしです。
会長	承知いたしました。 それでは、議事に入る前に、次第の1、区からの委嘱及び事務局職員等の紹介について、事務局からご説明をお願いいたします。併せて、出席状況等についてもお願いいたします。
区側	(区からの委嘱及び事務局職員等の紹介) 委員改選の結果、現在、当審議会の委員数は18名となっております。 出席状況についてご報告いたします。審議会資料5をご覧ください。当審議会の委員は18名となっております。定足数は過半数の10名となります。本日の出席人数は18名で定足数の10名を満たしております。 最後に、事務連絡が2点ございます。 1点目でございますが、毎年のご連絡ではございますが、目黒区では5月1日から10月31日まで夏季軽装化、軽装執務節電ビズを実施しており、原則として上着やネクタイを着用していませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。 2点目でございます。審議会委員及び区説明員等のパソコン利用につきましては、本審議会が機微な情報を取り扱うことがございますので、録音をとることや外部と接続を行うことがないように、パソコンを使用していただくようお願いいたします。 まずは以上でございます。

2 会長あいさつ

会長	どうもありがとうございました。 本日の審議会は令和6年度の第1回目となります。年度の初めでもありますし、改選された方もいらっしゃいますので、一言ご挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。昨年度、令和5
----	--

	年度は新たな個人情報保護制度の下で審議会を運営した最初の年度ということになりました。ご承知のとおり、個人情報保護に関する法律が改正されまして、個人情報の定義等について、民間事業者だけではなく、国や地方公共団体を含めた規定となる等、個人情報保護制度の大改正がされまして、昨年4月1日に施行されました。 当審議会におきましても、区長からの諮問を受け、「個人情報保護制度のあり方検討小委員会」を設置し、小委員会での検討を経て、令和4年7月11日の審議会でこれからの目黒区の個人情報保護制度のあり方についての答申を行ったところです。 法改正を受け、当審議会につきましても、目黒区が個人情報の収集、利用、提供、オンライン結合等に関する諮問は今後行えない等、役割が大きく変わるものの、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損によるプライバシー侵害を生じさせないように、制度的な担保をするという面におきまして、法改正によって本質的な役割が変わるものではないと考えております。 社会全体のデジタル化が一層進展する中で、個人情報保護も大きく変わってきているという状況がございます。しかし、そうした時代が大きく変化する中でも、行政における区民一人一人の個人情報を適切に管理し、保護を講じていく必要性、大切さというのは何ら変わるものではございません。審議会の役割はなお大きいところでございますので、委員の皆様には引き続きご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。 さて、新たに委員となった方もいらっしゃいますので、私のほうから審議会の運営について改めてお願いしたいことがございます。審議会の運営についてご確認いただきました中で、守秘義務というものがございます。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするという項目があることをいま一度ご確認いただきたいと存じます。 本審議会は、区として意思決定の過程にある事業等の個人情報の取扱いを審議いたします。仮に審議会の資料について行政情報開示請求がありましても、区としては不開示とするものです。情報セキュリティ保護の観点からも、委員会で配付された資料を公表するということはお控えください。 また、審議会の内容を審議会以外の場でお話しになったり、ご自身のウェブサイトで公開したり、SNSで拡散したりすることは守秘義務に反することとなりますので、厳に慎んでいただきますよう、お願い申し上げます。 冒頭でも申し上げましたが、限られた時間の中でのなるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は審議事項について明瞭かつ簡潔にお願いいたします。区側にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。 それでは、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。
区側	前に郵送でお送りいたしました資料は審議会資料の1から4まででございます。 本日追加の配付資料でございますが、委員に改選がございましたので、資料5といたしまして委員名簿、資料6といたしまして座席表を配付いたしました。不足等がございましたら挙手にてお知らせくださいませ。
会長	よろしいでしょうか。

3 報告

(1) 令和5年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（報告）

会長	それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。まずは、報告事項の1でございます。
----	--

	令和５年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約６分)
会長	ありがとうございました。 ただいまのご報告につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委員	ご報告ありがとうございました。２点教えていただければと思います。 この資料の性質から答えにくければ答えなくても大丈夫なんですけど、教えていただければというのが、１点が、資料１－１で存否応答拒否が２件ありまして、１２番の福祉関係文書は大体推測が立つんですけど、３番の食品衛生等関係文書の存否応答拒否というのはちょっと珍しいかなという感じがいたしまして、どんな開示請求で、どういう状況だったのか、もし支障がなければ教えていただければというのが１点です。 もう１点は、資料１－６、一番最後の(５)の部分開示のところの他の法令調整ということで、これも１件あるんですけど、これも珍しいなと思ひまして、どういう開示請求で、どのような法令に調整で非開示となったのか。そこのところ、支障がない範囲で教えていただければと思います。以上です。
区側	まず１点目のご質問、情報公開請求の存否応答拒否の件でございますが、おっしゃいますとおり、性質上、具体的な回答は差し控えさせていただきますが、この２件はあるいずれも文書の存否を回答することによって、その前段となる区の処分の有無が明らかになってしまうようなものでございます。回答としては、１点目以上でございます。 ２点目ですが、他の法令との調整の点ですが、戸籍法によって情報を入手することができる可能性があるため、そちらでの調整というふうになった案件と記憶してございます。 以上です。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。委員。
委員	１点だけ、よく分からなくての質問なんですけど、資料１－４の(１)の表のところの目的外利用というやつは結構な数があるなと思ったんですけども、これ、目的外利用って具体的にどんなことを利用しているんですか。
区側	ありがとうございます。個人情報でございますけども、個人情報は収集の目的を定めて、区では各種事業で収集をさせていただいております。ですが、ほかの関連する事務のほうで活用をする場合に目的外利用という形で利用の手続きを取っておりまして、例えば生活保護だとか、そういった給付を行うような行政の中でその資格を確認するだとか、そういった基本的には個人の方に利益を生むような手続において、必要な資格を確認するなどのために目的外利用の手続きを行っていることが多いです。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、報告事項１については、ご報告を受けたということでお取り扱いをしたいと思います。

(2) 令和5年度に実施した主な情報セキュリティ施策について（報告）

会長	続きまして、報告事項の2でございます。令和5年度に実施した主な情報セキュリティ施策について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約6分)
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、皆様方からご質問等ございましたら、お願いいたします。委員、お願いいたします。
委員	ご説明ありがとうございました。資料2-3の上の部局別年1回以上研修受講率という、この表でございますけれども、子育て支援部と環境清掃部の受講率が低く見えておりまして、もし差し支えなければ、どうしてそう低いのかという点をちょっとお聞きしたいということでございます。 それから、資料2-6の3の指摘事項及び対応状況についてというところの、先ほどご説明いただきましたIDの管理不十分という指摘がございましたけれども、どのような管理が不十分なのか、少しご説明いただけると大変ありがたく思います。以上でございます。
区側	それでは、2点の質問でございます。 1点目でございますが、情報セキュリティ研修の部局別研修受講率でございます。こちらグラフの形式でお示ししますと、確かに子育て支援部と環境清掃部で受講率が低く出ております。こちらにつきましては、子育て支援部が保育園といった現場を抱える部でございます。また、環境清掃部が清掃事務所、清掃事業所といった現場を抱える部局でございます。個人用のイントラPCが1人1台完備されていなかったりとか、そういった背景もございますが、そういった中で一人一人の職員に対して研修受講の啓発が進まなかったものというふうに考えています。こちら事務局といいますか、当課としても課題と考えております。 2点目の外部監査の指摘事項、特権IDの管理不十分でございますが、こちらは庶務事務システムというシステムを保守事業者に保守を委託しておりますが、その特権が付与されたIDのパスワードの変更が定期的になされていなかったりとか、あとは、保守事業者のほうにパスワードの管理を任せていただとか、そういった事象が検知されました。具体的には以上です。
会長	委員、今のご回答でよろしいでしょうか。
委員	今ご説明いただいた2点目のIDの管理不十分というところでございますけれども、パスワードの変更をしてないという、これについて義務づけというか、例えば年に何回か、それを必ずすべきとか、そういうアナウンスとか実際されていらっしゃるのか。しないまま、そのまま進行したのか。あと、また、その保守管理をされている企業ですか、そこの任せきりというのがありますけど、そこはどういうふうにする、パスワードの変更についても明示するとか、そういうことが全く記載されてないという、そういうことなのかどうか、お聞きできればと思います。

区側	今、詳細な記載が手元にはございませんが、セキュリティポリシーのほうで仮パスワードは必ず変更することだとか、あとはパスワードは定期的に変更すること、あと、委託事業者ではなくて、区のほうでパスワードの管理をすることとか、そういったことは明記はされております。以上です。
委員	やはりパスワードというのはとても重要な点かと思われますし、個人情報の問題もありますので、その辺やっぱり徹底した対応策が必要じゃないかなと今お聞きして思いましたので、ご検討いただければ幸いです。以上です。
区側	ありがとうございます。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。委員、お願いいたします。
委員	報告ありがとうございます。 私も実は資料の1の(2)のところ、部局別、年1回以上研修受講率のところの一番パーセンテージが低い環境清掃部というところが、どうして低いのかなということをご質問しようと思っていたんですが、前回にもありましたが、やはりパソコンの台数が、あるいはそういう作業の方だから機会がない、お忙しいというようなことをお聞きしたかのように思うんですが、それだからこそ、やっぱりヒューマンエラーとかは一番出やすいんじゃないかと単純に一番思っていたんですね。 というのは、私も清掃のほうとかマンションの管理とか、そういったことをしてまして、ごみの中に排出者責任のところからこの先の行政のほうで回収したその先のときに、それでもなおかつ、もしその中に、お名前とかいろいろな個人情報が満載されていまして、それから処分されるまでの間に何らかの形でどこかに行ってしまうようなことも多々あるんじゃないかとは思いますが、そのときに、例えば、先ほどお聞きしたように、パソコン1台1台足りなかったからとか、そういった問題ではなくて、グループとか1台で皆さんで聞くとか、多分このところは、まだこの段階は人様のもの、あるいは個人情報をここでは絶対漏らしてはならないって、ごく単純に住所が書かれたもの、名前が入ったものがすごくたくさん入っているので、その辺は一番重要なところだと思うんですね。 だからこそ、パソコンがあった、なかったの問題ではなくて、ここは別の方法を取って、パーセンテージを上げるような、グループで講習会を開いていますとか、そういったことがちょっと示されているぐらいな状況が欲しかったなと思うんです。 それで、ちょっとお聞きしたかったのは、このところでもし環境清掃部のほうで、清掃回収のほうの、要するに分別レベルがとても低いとかというときに、じゃ今の現状どうだというときに、例えばマンションさんのほうから回収してきたときに、ここが非常に分別が悪いとか何とかというときには、そこを報告するか、しないかというときに、じゃ行政のほうから、あそこはデータ的によくないんです、分別がされていませんとかという、そういう努力はされているのか。するときには、お名前をどのように、管理しながら公表するか、あるいは分別レベルを上げるような努力を、というのはそれは区の予算に非常に直結しているところだとも思っているんですね。 ごみの分別がより行われていると、より費用はかからないというのは当然のことなんですけど、だから、そのときに、一旦排出者責任を離れて、行政のごみ、回収してきたごみとなったときに、果たして中のそういったところ、このマンションちょっとひどいんじゃないかとか、こういったのをどういった形で環境清掃部のほうで管理していこうかというときに、

区側	そのお名前の公表の仕方とか、そういったときの管理を、情報処理というか、ルールというものはすごく必要になってくるんじゃないかと思うので、やっぱりこのところはある意味でポイントが上がっていてほしいなと非常に思ったので、できれば、ちょっと注文と、それから先ほどの回答があまりにも前回と同じだったので、がっかりしたということをちょっとお話しさせていただきました。 今お話いただきました研修の率を高めていくといったところの工夫については、改めてまた環境清掃のほうと話をさせていただいて、今ほどご提案いただいた、例えばグループワーク、これ個人で見ると、その後の多分試験とか何とかがあって、個人ごとにやっていくと率が出たりとかということだと思うんですけども、そういう形が馴染まないようであれば、今ほどご提案いただいたようなグループワークをやるようなことでこの代替をしていますよというようなことですか、何らかの工夫ができるのかなというふうに思いますので、その辺については、ちょっとまたこちらのほうで検討させていただければというふうに思います。 また、ごみの出し方の指導につきましては、これも環境清掃の所管ですので、私のほうで細かくはお伝えできないんですけども、一般廃棄物につきましては、基本的に個人別に何かを指導するというのではなく、基本的には周知というような形で行っているんだろうというふうに思います。 ただ、例えば大規模のマンションとかで出し方があまり好ましくないということだと、環境のほうでご相談をさせていただくようなケースはもしかしたらあるのかも分からないんですけども、基本的には個人別に何か指導して、それが徹底されていないと公表するとかという、そういうような仕組みには多分なっていないだろうというふうに思いますので、個人情報管理のところと廃棄物の捨て方ということについては、また環境清掃のほうによくよく聞いて、どんなことをやっているのかということについては調査をさせていただければというふうに思います。以上です。
会長	それでは、私のほうからも。 子育て支援のほうは昨年に比べると大きく上がったんですけども、こちら保護者やお子さん、非常に多くの個人情報を取り扱う中で、職員一人一人の方の受講用のPC等が回っていないということであれば、ロールプレーをやるとか、先ほどご提案いただいたようなグループワークとかで少しでも受講率を高めて、こういうところでの漏えい事故も昨年ありましたし、事故が起こりがちな部署でもありますので、ぜひこういった100%に届いていないところをどうやって引き上げていくかというのは、関係所管のほうとご相談をして、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。
委員	今、各委員からありましたように、私も同じなんですが、まず1点。資料2-2にありますように、何らかの研修を受講している人が87%、逆に言うと13%の人は受けていないということなんですが、(2)のすぐ2つ上のマスの中、動画配信型の情報セキュリティ研修というのがありまして、これは全職員対象だということで、また動画配信型ですので、まだ受けていない人がいたら、その職員の方に必ず受けていただくように各部局に協力依頼をして、少なくとも全員が何らかの研修を受けるという形に持っていくことが可能じゃないかなと思ったので、1点指摘させていただきたいと思います。 それで、2点目には、今、会長さんからありましたように、資料2-3のほうなんですが、上のほうの1回以上の研修を受講する、これ本当に見てすぐ分かるように、2つの部プラス、街づくり推進担当部も低いんですけども、いろんな事情があるということのようござい

	ました。 私は下のほうがより問題かなと思ったんですが、なぜかという、今のお話だと、パソコンがあるところの部局ですら90%届かないところは幾つもある。ましてや、総務部とか危機管理部、これは中心となってやらなければいけない部局と考えますが90%にも届かない。ましてや危機管理部は80%ちょっとですね。こういうものではやはり意識が低いとしか言いようがないというような指摘せざるを得ないんですね。ですから、これはやはり先ほどのパソコンという物理的な問題ではなく、完全な意識の問題だというふうに捉えるべきだと思います。 確か、個人情報保護制度が変わりまして、非常にきちんとした対応していなくちゃいけない。昨年から制度が変わり、ついこの間には会長さんから、個人情報の取扱いをしっかりとくださいというような本当に厳しい意見書まで出るような状況の中ですので、こういう数字を各部局に示して、誠に忙しいのは分かるけれども、やはりこれは区民に対する責務だということで、しっかりと100%目指してやっていくようお願いしたいというふうに思った次第です。 指摘ばかりで申し訳ないので、1点お褒めをさせていただきたいのは、資料2-9の緊急時対応訓練ですね。非常によくやっていただきまして、特に3の今後の対応、これからもいろいろ検討しながら工夫してやっていくということは、これは大変素晴らしいことだと思います。ぜひいろいろと工夫を凝らして、個人情報保護と情報管理の実績が上がるような訓練をしていただければと思った次第です。 以上3点です。よろしくお願いいたします。
区側	ありがとうございます。今ほどご指摘いただきましたとおりかというふうに思っております。人が関与することなので、なかなか100%、全部が全部というのは難しいのかも分かりませんが、それはそれとして、しっかりと意識を高めていくということは委員のご指摘のとおりだというふうに思っておりますので、いろいろな工夫を通じて、個人情報の保護の意識の徹底ということについてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。
委員	すみません、まず1つは、去年、私がお指摘させていただいた、まさにここの情報政策推進担当部が100%になったのは素晴らしいということで、成果を非常にうれしく思っております。 去年ちょっと気がつかなかったんですけど、研修をして、自己点検をして、そして必要な訓練をするという、そういう流れをうまくサイクルとして行っていくべきところだと思うんです。自己点検の中に管理職が外されているというのは、どういうことで管理職が外されているということだったのか、このあたり、申し訳ないんですけども、教えていただければと思います。
区側	まず、情報政策推進担当部につきましては、昨年度ご指摘をいただきまして、実施を徹底させていただきました。その結果が出たところでございます。 この対象者でございますけれども、あくまで実際に事務に従事する職員をこの点検におきましては対象としております。管理職はその結果を管理する立場と位置づけておりまして、実際に事務に従事する職員向けに自己点検を作成しております。以上です。
委員	了解いたしました。

会長	委員、お願いします。
委員	よろしいですか。簡単に申し上げますけど、先ほどのご回答のところ、うまく私が説明できなかったんですけど、分別のことは情報公開のここに関係ない、当然そうなんですけど、環境清掃部の方が個人情報のルールなりをしっかりと身につけていないからこそ、ごみをこれ以上のものは触れないだとか、いろいろ揉めるといけないからやめとこうってなると、別の仕事なんですけど、そちらのほうのお仕事のほうに影響するということで、こちらの個人情報保護の管理、あるいはそういった研修をされているところでは、そこのところを強く皆さんに分かっていただくような研修をしていただきたいということなんです。すみません。
会長	それでは、皆様よろしいでしょうか。委員、お願いいたします。
委員	すみません、ちょっと基本的な質問かもしれないんですけど、まず、情報セキュリティ研修、資料２－１に研修の内容がざらっと一覧にあるんですけども、これ、情報セキュリティの情報とセキュリティと、それが合わさったものが混在しているような気がするんですけども、どれでも受けていれば、その次の次の資料２－３のページの年１回以上研修受講率になるんですよね。 でも、個人情報保護の観点でいくと、むしろ受けてなきゃいけない研修って多分全員対象のものじゃないかなと思うんですけど、何でこの年１回以上研修受講率ってすごく丸まった数字で出されるのか、そこは何か気になったので、何か意図があれば伺いたい。 あと、先ほどの自己点検についての質問も他の委員からあったんですけど、確かにちょっと対象者が除く人がいるので、例えば企画経営部でいうと、研修を受けている人は９４％だけど、自己点検やっている人は９６％。だから、あんまり研修を受けているのと自己点検しているのって、これは相関関係はないということなんです。自己点検ってどうやってできるようになるのかが分からなくて、あんまり、このグラフがかみあってないのか、かみ合っているのかが知りたいんですけど、どうでしょうか。
区側	ありがとうございます。大きく２点というふうに承りました。 まず１点でございますけども、受講率、いずれか１つ以上の受講を受講率としてお示しした点につきましては、何か特別な意図があるものではございません。基本的には、申しましたとおり、動画配信型情報セキュリティ研修というのを全員対象で行っておりますので、区職員につきましては、基本的にこの研修を全員受講するものとして案内をしております。 あわせて、Ｊ－ＬＩＳとか総務省、あとは番号法の規定に基づく総務省の研修だとかを実施しております、その中で情報セキュリティについて内容が重複する部分もあるかと思っておりますので、いずれか受講したものを受講率としてお示ししたのみでございます。 続いて、受講率の相関についてなんですけども、研修受講と点検の受講率が必ずしも一致というか、リンクしてないというのはそのとおりなんだと思います。ただ、大きな相関はやはり認められると思っておりまして、先ほどからご指摘いただいておりますが、子育て支援部だと環境清掃部については、ＰＣを使います関係で、動画研修もそうですし、自己点検も少し低い値が出てしまっている状況だと思います。こういった部局別に数字にすると明らかになる課題もありますので、こういったところを捉えて、どのような形であれば受講しやすいのか、自己点検しやすいのかというものを所管とヒアリングした上で、やり方を検討してまいりたいと思います。以上です。

区側	ちょっと補足してもいいですか。すみません。 部局別年1回以上研修の受講率というのを、今回初めて実はお出ししているところです。これを出した意図について、少し補足させていただきますと、当区の場合、セキュリティポリシーにおきまして、年1回以上研修を受講することというふうに規定をしております。その受講の進捗がどうなのかというところを測っていくためには、この統計を取る必要があるというふうに認識いたしまして、昨年度末に統計を初めて、今まで取っていなかったんですけども、総体的にどうかというところを取るようにしたということでございます。 あと、研修の中身についても、例えば、番号法の事務を行っている所管課、マイナンバーを使っている所管課におきましては、マイナンバーに関する研修も1年に1回以上受講しなければいけない。両方やらなきゃいけないということになっていますので、そういった所管の事務の性質によっても、この研修の中身というのは多少変わってくるというふうに認識しているところでございます。一応補足としては以上です。
委員	そうですね。マイナンバー扱わないところがマイナンバー利用事務とか受講してもと思ったんで、この年1回以上研修受講率を出された意図は分かったんですけど、これだと数字が大きいなと思ったので、理解できました。 1個だけ聞きたいのが、動画配信型情報セキュリティ研修、これはこれだけ取り出せば、①②③で全員受講したということで合っていますか。ここだけ何%なのかって分かりますか。
区側	81%でございます。
委員	やっぱり全員受講してほしいということなので、もちろんそれが1回受講できれば全員が100%になると思うんですけど、とにかくこれの①②③を徹底していただくというのは引き続きやっていただきたいです。以上です。
会長	委員、お願いします。
委員	すみません、補足説明をいただいたのでありがたかったんですけども、文字どおり、これは性質というか、見方によっては、成績表になってしまうので、出し方をよくお考えいただいて、当然その資料を出した前提等も含めてお示しいただきながら、あえて言います。環境清掃部の業務が怠っているわけではありませんので、あくまでも受講したかどうかの点なので、業務とちょっと分けた判断もちゃんと説明いただいたほうがいいと思いましたので、ちょっと補足の補足でよろしく願いいたします。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。委員、お願いいたします。
委員	すみません、1つだけお伺いしたいんですが、これは業務時間中にやるようなことになっているのかとか、あと、時間的にどのぐらいを要する。一番短いのが何分ぐらいで、一番長いのがどのぐらい。 あと、例えば、私は一般企業、金融系に勤めているので、土日休みだけじゃないところもありますので、会社にいる以外のスマートフォン、自分のスマートフォンになりますけども、そちらを使つての研修などもやるということを取り入れているんですけども、そういったことをお考えになっているかをちょっとお聞かせください。

区側	まず、動画配信と自己点検についてのご質問というふうに賜りましたが、いずれも勤務時間中に行うことを想定して実施をしております。動画につきましては、これは5分割程度されていたかと記憶していますけども、大体込みで1時間程度でございます。自己点検につきましては、20分から30分程度かなというふうに承知しております。以上です。
委員	ありがとうございました。
会長	それでは、皆様よろしいでしょうか。 それでは、報告事項2については、報告を受けたことといたします。

(3) 生活保護情報におけるマイナンバーの紐づけ誤りについて（報告）

会長	では、続きまして、報告の3でございます。生活保護情報におけるマイナンバーの紐づけ誤りについて、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約2分)
会長	ありがとうございます。 この点につきまして、皆様のほうからご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。お願いします。
委員	ご報告ありがとうございました。そうですね。一番弱いところの傷口のある方のところに塩を塗ってしまうというようなことなのかなと思って、すごく悲しい気持ちです。 再発防止策のところなんです、3つある中の真ん中、こちらの紐づけ誤りがないことを確認するためのシステムの措置というのは、具体的にどのようなものなのか、ご説明いただければと思います。
区側	こちら厚生労働省と連携してシステムの構築をしているところではあるんですが、生活保護システムのほうに登録した番号と、住民基本台帳システムから中間サーバにアップロードしたデータとを突合して、そこで異なるデータが登録されているものを検知するといった手続を踏んで、今後登録していくというようなフローを生活福祉課のほうで実施しているということです。
委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	ほかの方はいかがでしょう。委員、お願いいたします。
委員	この原因となったシステム等で確認したマイナンバーを職員の方が生活保護システムに誤登録されたというのが、これは目で見ながら手で番号を入力したということでしょうか。
区側	おっしゃるとおりです。対象者を選択する際に、システムで氏名等で対象者を選択するんですが、その際に、すみません、ちょっと詳細は存じ上げないんですけども、例えば同じお

	名前ですとか、そういった場合に選択を誤って登録してしまうだとかというような例があるかと思います。
委員	分かりました。ありがとうございます。それを受けて、再発防止でダブルチェック体制ということになるんですけども、その場合は、登録したときに番号が間違っていないかをチェックするという、そういう体制でしょうか。
区側	おっしゃるとおりです。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	皆様、よろしいでしょうか。 昨年度も個人情報の漏えい事案が立て続けに発生しましたので、私のほうから緊急提言を出したということがございました。今年度は何もないといいなと思っていたところにまたちょっと起きてしまいましたので、非常に残念です。 セキュリティ意識を高める教育は即効性がないので、本当に昨年から、年度末にやると受講率が悪いので、時期を変えて受講率を上げたりとか、内容を工夫したりといったところでやっていただいたおかげで、ちょっとずつ部局別だとか自己点検のほうも参加率が上がったりといったところですけども、こういうのは本当に繰り返し、繰り返しやって意識づけをするしかないなので、他の委員からもご指摘があったように、危機管理のところの受講率が低いなんていうのもまだまだそういう、本来ちゃんと担当しなきゃいけない部局の人たちの意識づけを含めて、しっかりと教育を続けていただければと思います。 こういうことが起きたときに、うちの部署はマイナンバー扱っていないから関係ないとか、うちの部署ではそんなに個人情報の取扱いをしてないから大丈夫という対岸の火事にせずに、職員一人一人が区民の皆さんの個人情報を扱っているんだという意識を改めて持っていて、個人情報が適切に取り扱われるように、職員一人一人自らが主体的かつ能動的にお仕事に取り組んでいただけることを期待しております。 委員、お願いします。
委員	申し訳ない。基本的なところで確認なんですけれど、マイナンバーカードというのはＩＣチップが入っているので、一々番号を入れるではなくて、ＩＣチップで読み取りという、そういうシステムにはなっていないのかというのを確認したいなというふうに思います。
区側	生活保護の今回のケースでいきますと、生活保護の窓口について、何かＩＣチップを使っていないかということではなく、あくまでも生活保護システムって別のシステムがありますので、そちらに入力した情報をマイナンバーと突合させるために、マイナンバーと関連づけ、紐づけをしたときに、紐づけを誤ったということです。システムに入力する際に何かマイナンバーを、カードを使って連携をさせるというような仕組みには今現在はないという状況です。
委員	了解です。
会長	皆様、よろしいでしょうか。 それでは、報告事項３についても報告を受けたものといたします。

--	--

4 その他

会長	その他、事務局のほうから連絡事項等ございましたら、お願いいたします。
区側	それでは、確認事項といたしまして、お手元の資料、第19期目黒区情報公開・個人情報保護審議会について、資料4をご覧ください。こちら確認事項といたしまして、ご説明をさせていただきます。 項番1、経緯でございます。去る令和5年4月の個人情報保護制度の改正に向け、令和4年度に個人情報保護制度のあり方検討小委員会を中心に、これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方についてご議論をいただいたところでございます。この議論の中で審議会の委員構成及び委員数についてもご検討をいただき、委員の構成及び人数を変更することについてご理解をいただきました。 この変更につきましては、令和4年、一昨年の12月に既に条例の改正手続を済ませておりますが、本年11月1日から任期が始まります第19期から適用することとしておりますので、ここで改めて共有をさせていただくものでございます。 項番2、委員数・構成の変更についてでございます。表にありますとおり、学識経験者が現在の7人以内から6人に、区議会議員が7人以内から2人に、区内関係団体の構成員が5人以内から2人に、公募区民が5人以内から2人に変更になる結果、全体としては24人以内から12人に変更となります。 このうち、区内関係団体の構成について、項番3でございます。現在、目黒区住区住民会議連絡協議会、目黒区商店街連合会、目黒女性団体連絡会、組合関係団体、目黒区立中学校PTA連合会からそれぞれ1名の推薦をお願いしているところでございますが、来期より、区内構成関係団体から2名の定員になりますことから、表にありますとおり、1期につき2団体ずつ輪番にてお願いしたいと考えております。 ご説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。委員、お願いします。
委員	すみません、今説明の中にありましたかどうか、こちらの頂いた資料でいきますと、19期以降の審議会を円滑に進めるために構成の変更ってあるんですけど、今が円滑に行かないのかなと、もうちょっと具体的な理由が知りたいんですけども。
区側	すみません、円滑に進めるためというのは、その構成の変更にかかっているわけではなくて、円滑に進めるために確認をさせていただきますというつもりで資料記載させていただきました。 委員数の変更と構成の変更につきましては、あくまで保護制度の改正に伴って、審議会の役割、あり方も含めた一昨年度のご検討の中で結論を出したものでございますので、円滑に進めるためという話ではなくて、保護制度の改正に伴って変更するものでございます。以上です。

区側	補足させていただきます。個人情報保護制度のこの審議会の委員の構成でございますけれども、個人情報保護法の中で、学識経験者を中心とした委員構成とすべきというところが決まられているところでございます。とはいっても、目黒区においては、個人情報保護審議会、今まで議員の方、区内関係団体の方、そして公募区民の方々というところで、いろんな方々に入っていただきながら構成をしてきたという経過がございます。 そういった経過を踏まえて、学識経験者を中心としつつも、それ以外の3つの区議会議員、区内関係団体、公募区民の方々にも入っていただきながら、引き続きやっていこうということで、半々の人数構成にしたというところでございます。というところで、個人情報保護法からの要請と、これまでの審議会の経過という点からこういう構成にさせていただいたというところにつきましては、ご理解いただければと思います。以上です。
委員	このあり方検討小委員会と、それを受けて、こちらの審議会の中で答申を出しましたが、この中で、このような形で審議会の構成を大きく変えること、これについては大きな課題の1つだったと記憶しております。 そのときに、小委員会の中では、やはりそれぞれメリット・デメリットがあるということで、いろいろ検討をした中で、小委員会の中では、これがいいですよというところは言えないと。これはあくまでも最終的にメリット・デメリットを比較して、区のほうで決めていくということで、このような今回確認する12名の形になったとしても、それは一応理解ができますということで、メリット・デメリットの比較した上で、今後、審議会の委員構成を決定すればいいのではないかとというのが小委員会の結論でありました。 その中で、1つ大きな課題として、やはり区民の、ここにある3番の区内の関係団体の方が今5団体来ていらっしゃるんですけども、お二人になってしまうと、全員が出ることができなくなる。それはどうするんですかというような意見も出た記憶があります。そのときは輪番制にしていきたいというふうに考えていますとのご説明がありました。それも含めまして、小委員会の中ではそういう考えもメリット・デメリット比較の中で考えた上で、それを選択するということは理解ができますという結論になりまして、小委員会の報告を受けて、審議会も同じような答申の内容になったというふうに理解しております。 したがって、これは確認ということで、正直言って確認って何を確認するのかというのはよく分からないのですが、こういう提案ですよということなのかなとは思いますが、あくまでも審議会の中では、このような形は区が選択したとしても、それは理解できる結論ですよねというところが審議会の意見だったというふうに記憶しております。 輪番制につきましては、区がこのように提案していただいたのは、そのときありましたけれども、それがいいですよまでは、小委員会、審議会の中では言っていなかったなというのがありますので、そのため今日、確認ということが出たのかなと思います。 私の記憶から補足させていただきました。以上です。
委員	説明いただいてよく分かりました。そういったいろいろな諸事情はおありだと思うんですが、また、私は2年間ですけれども、携わらせていただいて、全く分からなかったことが、私たちも少しながら加わって分かれたということは、やっぱり区民が加わるということは非常に重要なことだと思うんですね。 それで、この2年間で感じたこと、今そういう定員のことでお話しされたことの一番の私思ったことは、マイナンバーカードということになりまして、職員の皆さんが足りないんじゃないかというところにいつも思うので、どんなにそのレベルを上げよう上げようということで研修会を開いたとしても、人数的に、今ここにたくさん導入しようとか、そういう形で

	持たないと、それから子育て支援のほうもきっと人手が足りないところで研修しようとしても無理よって言っているような気がしましたので、区民の意見としては私そここのところを感じましたので、もし定員のことをお考えのようでしたら、またそういうこともぜひ提案していただければと、個人的な感想ですが、感じました。 以上です。ありがとうございました。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、19期11月1日以降ということで、次の審議会まではこのメンバーで、3回目の2月ですかね、2月になると、減ったメンバーで新たにスタートを切るという形と理解してよろしいですか。
区側	はい。結構です。
会長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日予定しておりました議事次第は全て終了いたしました。 次回でございますが、令和6年10月7日、月曜日、事務局から既にご連絡があったことと思えますけれども、10月7日、月曜日の14時、午後2時からを予定してございます。 その他、事務局から連絡事項等ございましたら、お願いいたします。
区側	連絡事項でございます。本日の会議録につきましては、後日事務局で取りまとめたものを案として出席者の方々にお送りいたします。届きましたら、お手数ですが、内容の確認をお願いいたします。 また、先ほど会長からもご案内をいただきましたが、審議会の日程につきまして再度確認をさせていただきます。今年度の開催予定は今年の1月に事務局からご案内をさせていただきました。この後、第2回は10月7日の月曜日、第3回は令和7年2月3日の月曜日、いずれも午後2時から午後4時までを予定してございます。 事務局からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。 以上をもちまして本日は全て終了といたします。これにて閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上